

議案第七十二号

港区立大平台みなと荘条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立大平台みなと荘条例の一部を改正する条例

港区立大平台みなと荘条例（平成十年港区条例第十五号）の一部を次のように改正する。  
第十六条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

別表中「八、九〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「九、五〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改める。

付 則

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立大平台みなと荘条例別表の規定は、平成二十九年四月一日以後の利用分について適用し、同日前の利用分（同年三月三十一日から同年四月一日にかけ

て宿泊する場合を含む。)については、なお従前の例による。

(説明)

大平台みなと荘の利用料金の上限額を改定するほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。